

意見書案第6号

年金積立金の安全な運用を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年 9月 6日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	山野井	隆
〃	〃	細谷	典男
〃	〃	池田	慈

年金積立金の安全な運用を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の約7割を占めており、年金は老後の生活保障の柱になっている。政府は2014年10月、年金積立金運用比率を引き上げたが、2015年度末の運用損失額は5兆3,089億円となり、2016年4月～6月期の運用損失は5兆2,342億円の赤字になったと発表した。

安倍首相は、衆院予算委員会で年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用損失を指摘され「想定利益が出ないなら当然、支払いに影響する。給付に耐える状況になれば、給付で調整する。」と述べ、年金支給額の減額もあり得るとの認識を明らかにしている。また、麻生太郎財務相は東京都内の会合で「債権、株に投資するのは危ないという思い込みがある。あれは正しい。われわれの同級生で証券会社に勤めているのは、よほどやばいやつだった。」との発言が2016年8月31日の茨城新聞でも報じられている。

これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める変更を行ったことは国民の財産である年金積立金を毀損しかねない。

年金積立金は厚生年金法の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行う必要がある。こうした現状に鑑み、本市議会は政府に対し、下記の事項を要望する。

記

1. 株式比率を倍増させた年金積立金の基本ポートフォリオの見直し、被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ効率的な運用を行うこと。
2. GPIFにおいて被保険者の利益を第一に考えた運用が確実に行われるようなガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年 9月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

意見書案第7号

就学援助制度の拡充に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年 9月 6日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 池田 慈

就学援助制度の拡充に関する意見書

貧困や格差が広がる中、平成24年の子どもの貧困率は16.3%と、前回調査の平成21年時点より0.6ポイント増え、過去最悪の状況となり、今なお解消には至っていない。平成25年、議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、翌年には、同法に基づく「大綱」が閣議決定された。

親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切る上で、教育を受ける権利の保障は欠かすことができない。憲法26条は、義務教育の無償を定めているが、保護者負担は増加傾向にある。

こうした中、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者を支援する就学援助制度は、子どもの教育を支える重要な役割を果たしている。

一方、平成17年の準要保護世帯の国庫補助金の一般財源化により、自治体は予算の捻出に苦慮している。

子どもの教育を受ける権利を保障し、子どもの貧困問題を解決するためには、就学援助制度の拡充が必要である。

よって、就学援助制度が義務教育の無償を目指して、安心してわかりやすい制度として利用され、必要な援助を受けられるよう下記事項について強く要請する。

記

- 1 一般財源化した準要保護世帯への国庫補助金を復活させるとともに、制度の拡充を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣

意見書案第8号

教育予算の拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年9月8日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	
		落合信太郎
〃	〃	池田 慈
〃	〃	赤羽 直一
〃	〃	小堤 修
〃	〃	関戸 勇
〃	〃	入江 洋一
〃	〃	竹原 大蔵
〃	〃	阿部 洋子

教育予算の拡充を求める意見書

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっており、教職員の多忙化が大きな社会問題となっている。また、いじめ・不登校などの課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している中、子どもたちのゆたかな学びを保障していくためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要不可欠である。

しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

また、東日本大震災からの教育復興のためには、政府としての人的・物的な援助や財政的支援が必要であり、継続的な予算措置をしていくべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 月 日

取手市議会議長 佐藤 清

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

意見書案第 9 号

首都東京上空の横田進入管制区（横田空域）の返還を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年9月20日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	赤羽 直一
〃	〃	落合信太郎
〃	〃	阿部 洋子
〃	〃	池田 慈
〃	〃	関戸 勇
〃	〃	小堤 修

首都東京上空の横田進入管制区（横田空域）の返還を求める意見書

横田進入管制区、通称「横田空域」と呼ばれる1都8県（東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）に及ぶ広大な空域の航空管制は横田基地で行われています。

「横田ラプコン（RAPCON: Radar Approach Control の略）」とも呼ばれるこの空域は、アメリカ空軍の管制下にあり、民間航空機であっても当該空域を飛行する場合は、米軍による航空管制を受けなければなりません。許可を受ければ、米空軍の管制の下で横田空域内を飛行することが可能ですが、許可が下りるかどうかは無保証であり、1便ごとに毎日許可を申請することは、非現実的であるため、ほぼ全便が迂回する経路を取っています。

同空域は、平成4年に約10%、平成8年9月25日に約20%が返還され、現在は高度約7000メートルから約2400メートルの東から西に高い6段階の階段状となっています。

羽田発大阪行きについては、横田空域が通過可能となるよう、昭和37年に運輸省と米軍との間で特別に措置されましたが、横田空域通過後、最適飛行高度まで再上昇しなければならず、依然、非効率な飛行となっています。

羽田空港を発着する民間航空機は、同空域を避けるルートで飛行しています。特に羽田空港や成田空港から西日本や中国・韓国方面へ向かう民間航空機の飛行ルートに目に見えない壁として立ちはだかり、大きな障害となっています。

これが航空路の混雑を生み出し、航空機同士がニアミスを起こす危険な要因の一つとなっています。九州北部方面行きの飛行機が、一旦南下してから北上するのも羽田空港に到着する飛行機が、千葉県御宿町の上空を通過するのも、横田基地の空域を避けているからという以外の何物でもありません。

また、平成8年の一部返還により、羽田空港を利用する民航機が横田空域を迂回したり、同空域を越すための上昇率が多少減るため年間約180億円の経済効果があると試算されていました。約180億円の内訳は、燃料費削減による効果が約66億円分、飛行時間短縮による運航コスト低減効果が36億円分、旅客利便性向上効果が77億円分とされています。

横田空域が全面返還されれば、効率的な飛行経路の設定が可能となり、大きな経済・社会的効果（CO2対策にとっても）が期待できると考えます。横田空域については、日米合同委員会の下の枠組みにより日米両国政府が協議を行い、これまで7回の一部返還が実現していますが、日本政府が求めてきた横田空域における進入管制業務の米軍から日本政府への移管（横田空域の全面返還）については、米軍は運用上の理由により応じられないとの立場をとっています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催時には、多くの外国の方々の訪日が予想されます。その際の空の安全性と利便性向上のためにも横田空域の全面的返還を強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長